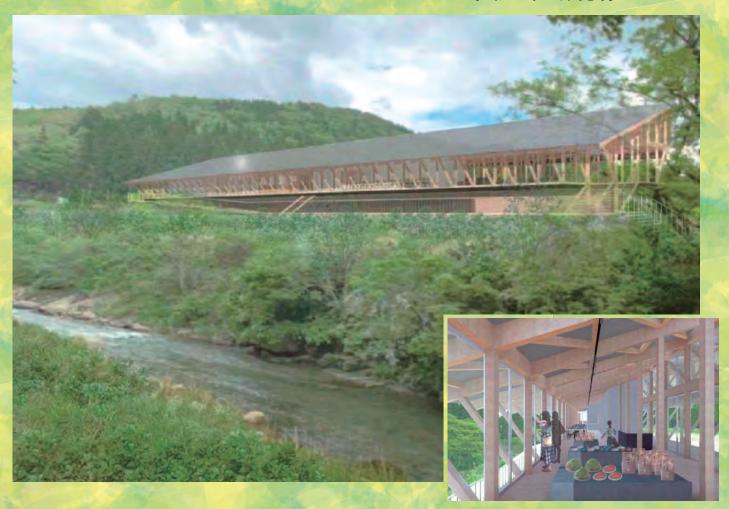
樂潛だより

令和6年4月発行 No.221



『道のオアシス フォーシーズンテラス』(池田町)

È	な	内	容
---	---	---	---

新しく組合員となられた皆様へ	. 2
令和6年度事業計画及び予算が成立	. 4
6年度の短期財源率・介護財源率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
被扶養者の異動手続きをお願いします・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
医療費の"負担割合"と"自己負担限度額"	. 13
出産された方・育児休業された方	·· 14
さらに育児中のお父さんも!忘れずに申請してください!!	
特定健康診査のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 15
退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します・・	. 16
令和6年度の年金額改定について	·· 17
令和6年度 保健事業内容のお知らせ	·· 18
リフレッシュ助成券を使って運動を始めませんか…	. 19
貯金事業からのお知らせ	.21
貸付事業からのお知らせ	. 22



共済組合ホームページも 併せてご覧ください

▶https://www.fukui-kyosai.jp/

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

新しく組合員となられた皆様へ

共済組合が皆様の生活をサポートします

地方公務員の共済制度は、相互救済によって組合員及びその家族が安心して生活を送れるようにするための制度です。市町等の職員となられた皆様は、その日から共済組合の組合員となり、共済組合から「組合員証(保険証)」が交付されます。

共済組合は皆様からの掛金等により運営されています

共済組合の事業運営資金は、組合員の皆様の給料・賞与からの「掛金」と地方公共団体からの「負担金」で賄われています。

事業運営資金は、医療給付や年金給付などの財源となっています。



共済組合はこんな事業をしています

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、 必要な給付を行っています。(担当:健康管理課)



長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金等の給付、年金相談などを行っています。 (担当:年金課)



《保健事業》

組合員の健康保持、増進のため、人間ドックや各種健診の助成、家庭用常備薬等の斡旋、宿泊施設利用助成等を行っています。(P18参照)(担当:健康管理課)

《貯金事業》

組合員からお預かりした貯金を安全第一に運用し、ご加入の皆様へその利息収入の 還元を行っています。(P21参照)(担当:総務企画課)

《貸付事業》

組合員の住宅取得、自動車等の物品購入や結婚等の資金の貸付けを行っています。 (P22参照)(担当:総務企画課)

《宿泊事業》

あわら温泉にございます、宿泊施設『越路』の運営を行っています。(担当:越路)



詳しい内容はホームページでご確認いただけます

URL: https://www.fukui-kyosai.jp



理事長の就任について

市町村長議員第1区選出の東村新一理事長が退任されたことに伴い、去る1月5日に組合会議員の補欠選挙及び理事選挙が行われ、西行茂氏(福井市長)が当選され、前任者の残任期間である令和6年11月30日まで、ご就任いただくことになりました。

また、去る1月12日に理事会を開催し、西行茂氏が理事長に就任しました。



理事長 西行 茂氏(福井市長)



第167回組合会

令和6年度事業計画 及び予算が成立



第167回組合会は2月29日に福井県自治会館で開催され、令和6年度事業計画及び予算(案)等の4議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。 予算等の詳細については、後のページで説明させていただきます。

第167回組合会で議決された事項

議案第1号 職員就業規則の一部改正に係る専決処分について

議案第2号 貸付規則の一部改正に係る専決処分について

議案第3号 定款の一部変更(案)について

議案第4号 令和6年度事業計画及び予算(案)について

➡お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年 金 課 0776-52-7303

越 路 0776-77-3151

組合の状況

(令和6年2月29日現在)

組	合	員	数			13,955人
	(男	;)				6, 055 人
	(女)				7, 900 人
任意	継続網	组合員	数			158人
被:	扶 養	者	数			7, 952 人
平均	標準	報酬月	割額	(短	期)	305, 388 円
				(厚	年)	351, 302円
				(退	年)	351,015円

令和6年度事業計画及び予算の概要

総括事項

地方公共団体等の数

市	⊞J	一部事務組合等	計
9	8	23	40

2 組合昌数・被扶養者数・煙準報酬の日額・煙準期末手当等の額(年度末)

(単位:人、円)

2 他口员数"放沃	及日双际		刀 跃 "冰 十 秋	<u> </u>	缺(十及不)	(単位・人、円)
組合員種別	組合員数	被扶養者数	標準報酬の	標準報酬の月額(平均)		等の額(平均)
1111日東催加	旭口貝奴	似大食白蚁	長 期	短期・福祉	長 期	短期・福祉
一般組合員	9,238	5,809	348,680	355,363	1,338,151	1,339,595
うち特別職	39	23	623,077	676,923	2,577,026	2,648,000
短期組合員	3,487	502	_	160,010	_	322,607
市町村長組合員	17	15	650,000	853,529	2,917,647	3,349,059
特定消防組合員	1,132	1,552	358,868	358,868	1,462,354	1,462,354
長期組合員	6	_	370,000	536,667	1,014,667	1,014,667
後期高齢者等短期組合員	73	_	_	159,123	_	242,630
市町村長長期組合員	0	_	0	0	0	0
小計	13,953	7,878	350,295	306,485	1,354,076	1,091,968
任意継続組合員	166	86	_	241,000	_	_
合 計	14,119	7,964	350,295	305,715	1,354,076	1,091,968

短期経理

この経理は、主に組合員及び被扶養者の医療給付や高齢者医療制度への拠出金等を支出します。また、介護保険制度に 係る納付金もこの経理で賄っています。

主な収入は、組合員の皆様に納めていただく掛金と所属所の負担金です。

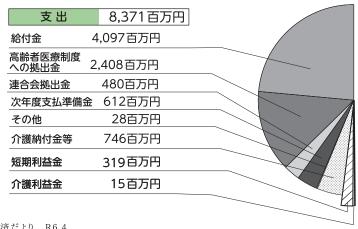
短期の支出においては、短期組合員が加入されたことに伴い医療費は大きく増加しており、令和5年度は約6億2,600 万円の当期損失金が生じるため、短期積立金を大きく取り崩すこととなりました。

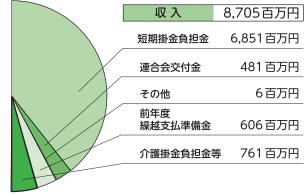
短期経理の財源が大きく不足していることから、令和6年度の短期財源率については、現行率の 92.00/1000 から 12.00/1000 引き上げ、104.00/1000 とさせていただきました。(P8参照)

短期財源率の引き上げにより令和 6 年度は約 3 億 1,900 万円の当期短期利益金が生じる見込みとなり、当期短期利 益金は短期積立金に積み立てます。

介護においては、介護納付金は増加しましたが、当期利益金が約 1,500 万円となることから、介護財源率は据え置きと しました。

組合員の皆様には、今後も短期財政の安定的な運営のため、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な利用にご留意 いただき、医療費の抑制にご協力いただきますようお願いいたします。





厚生年金保険経理

一元化後の報酬比例部分等の給付に係る組合員保険料、負担金、基礎年金拠出金及び追加費用 (2階部分)を全国連合会へ納付する経理です。

令和6年度は、組合員保険料51億3,755万円、負担金78億1,078万円を、そのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった旧職域年金相当部分に代わる新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金を全国連合会へ納付する経理です。

また、この経理の掛金、負担金には、一元化後に決定される公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用が含まれています。

令和6年度は、掛金、負担金合わせて8億4.527万円をそのまま全国連合会へ支出します。

経過的長期経理

一元化前に決定された公務上障害給付、公務上遺族給付に係る費用負担と追加費用 (3階部分)等を全国連合会へ納付する経理です。地方公共団体の負担金のみで組合員の掛金はありません。

令和6年度は、負担金5,808万円をそのまま払込金として全国連合会へ支出します。

退職等年金預託金管理経理

平成30年度に全国連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための退職等年金預託金管理経理が新設されました。

令和6年度は、預託金により発生する支払利息292万円を見込んでおり、全額を全国連合会へ支出します。

経過的長期預託金管理経理

令和元年度から、貸付経理への貸付金はすべて退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなり、令和元年8月より、経過的長期預託金管理経理では縁故地方債のみ引き受けています。

地方公共団体の発行する債券の償還は全て終了しており、新規の縁故地方債の受け入れも見込めないことから、資産・負債すべて 0 円と見込んでいます。

業務経理

この経理は、主に短期給付や長期給付等の事業を行うために必要な人件費及び事務費等を負担します。

主な収入は、地方公共団体からの負担金(短期組合員等 1人当たり年額5,280円、短期組合員等以外の組合員1人 当たり年額10,920円)、短期経理からの繰入金(組合員1 人当たり年額1,800円)及び全国連合会からの交付金(組 合員1人当たり年額4,795円)です。

収入要因である組合員1人当たりの負担金等の年額が 昨年度より微増であるのに対し、支出要因である全国連合 会への払込金等は昨年より大きく増加していますが、経費 削減を行うことにより対応してまいります。

収支見込		(単位:千円)
	負 担 金	132,180
	連合会交付金	55,086
収入	短期経理より繰入	25,128
	その他	299
	計	212,693
	役 員 報 酬	230
	職員給与	70,519
	旅費	2,115
	事 務 費	11,108
	委 託 費	5,262
支出	賃 借 料	5,038
	普 及 費	1,500
	負 担 金	12,237
	連合会分担金	6,939
	事務費負担金払込金	58,843
	その他	926
	計	174,717
差引今		37,976

保健経理

この経理は、短期給付の補完的役割として医療費増高 対策に関連する事業を行う経理です。

第3期データヘルス計画に基づき、人間ドック・がん検診の費用助成やスポーツ関連施設の利用助成等の保健事業を行っています。

保健事業の内容は、18ページの「令和6年度保健事業の概要」をご覧ください。

収支見込	(単位:千円)
1/2/1/2	(+ 1\pi \cdot 1 \cdot 1)

1/////			(— 1 - 1 1 3 7
		負担金・掛金	276,905
収	入	その他	4,361
		計	281,266
		保健·医療費増高対策関係	139,517
	厚生費	保養関係	38,564
		その他	5,502
 支 出		厚 生 費 計	183,583
	特定健診	・特定保健指導	26,774
	職員給	与・事務費等	39,464
	宿泊約	と 理 へ 繰 入	20,000
		269,821	
差引	今 年	度損益金	11,445

宿泊経理

この経理では、組合員とそのご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

今年度は昨年度まで実施していた月・火曜日の計画休館を廃止し、通常どおりの営業を予定しております。さらに経費の節減にも努め、若干の当期利益金が生じる見込みとなっております。

また、昨年度改修を行いました3階客室につきましては、 ご利用のお客様から大変ご好評をいただいております。ま だご利用いただいていない組合員の皆様にご体験いただけ れば幸いです。

これからも皆様にますます愛される施設となるよう努め てまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧のほどお願い 申し上げます。

令和6年度の営業予定日、ご利用料金等は折り込みのチラシをご覧ください。

収支.	見込					(単位:千円)
		施	設	収	入	235,544
		商	8	売	上	8,494
収	入	保係	建経理	より	繰入	20,000
		そ	σ)	他	3,409
			Ē	t		267,447
		職	員	給	与	74,916
		商	8	仕	入	6,040
		事	業 用 消	肖耗 8	品費	7,680
		飲	食材	才 料	費	41,901
支	出	賃			金	17,850
	ш	光劑	热水料	・燃き	料費	25,860
		負	担	∃	金	20,698
		減	価値	1 却	費	27,755
		そ	O,)	他	39,567
			Ē.	t		262,267
差	引 -	今 年	度	損益	金	5,180

貯金経理

組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、皆様の財産作りを支援する事業を行う経理です。

令和6年度の組合員貯金利率は、前年度に引き続き**年利** 0.8%を据え置きました。

本年度においても、資金運用は法令の定めに基づき、信用力(格付)の高い債券等で安定的かつ効率的な運用に努めていきます。

項			事	業	計	画	額
貯	金	額	(,)	1,58	39,6	24 T	一円
貯 3	金者	数			9	,036	人
貯金者1人当たり貯金額					5,7	09 T	H.
組合	員 加 入	、率				64.	0%
組合員	員貯金和	引率			年利	0.	8%

貸付経理

住宅の新築・改修資金、自動車等の物品の購入資金、 冠婚葬祭やお子様の入学・修学のための資金など、組合 員の皆様の必要な資金の貸付けを行います。

貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に 規定する「退職等年金給付に係る基準利率」に応じて定め られます。「退職等年金給付に係る基準利率」とは、地方公 務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、 地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされて います。

令和5年10月から令和6年9月まで適用される基準利率は 0.07%であり、貸付利率は貸付利率一覧表のとおりとなります。

■事業計画 (単位:千円)

貸付種類	事業計画額	事業計画件数
普通貸付	158,112	148 件
住宅貸付等	175,901	62 件
特別貸付	194,727	183件
合 計	528,740	393 件

■貸付利率一覧表

貸	付	種	類	年	利
普通	・住 宅・	特別:	貸付	1	.26%
災	害	貸	付	0	.93%
在宅	介護対	応住宅	貸付	1	.00%

6年度の短期財源率は引き上げ、 介護財源率は 据え置き となりました!



令和6年度 短期:介護財源率(‰)

区分	掛	金	負担金		
	短期	介護	短期	介護	
組合員	52.00	8.75	52.00	8.75	
75歳以上の 組合員	2.59		2.59		

※介護は、40歳以上65歳未満の組合員に適用

短期財政については、令和4年10月に短期組 合員が加入した影響などから、医療費が大きく 増加しており、令和5年度は約6億2,600万円 の当期損失金が見込まれます。

令和6年度に財源率を据え置いた場合は、約 7億4,000万円の当期損失金が生じる見込みで あるため、財源率を引き上げざるを得ない状況 となっております。

令和6年度の短期財源率は、掛金、負担金と もに6.00/1000引き上げ52.00/1000に引 き上げることとなりました。

当組合では、高齢者医療制度への支援金等の年度による大幅な増減に対応するため、支出総額の10% 以上の短期積立金を保有することが適切であると考えており、令和6年度から8年度の3年間で支出総額の 10%となるよう短期積立金を積み立てる予定としております。短期財源率については大きな引き上げとな りましたが、組合員の皆様にはご理解を賜りますようお願いいたします。

また、介護財源率については、介護納付金は増加しましたが、令和6年度は約1.500万円の利益金が見込 まれることから、財源率を据え置くこととしました。

そのほか、75歳以上の組合員に係る育児休業・介護休業に係る掛金・負担金率が2.59に引き下げとなり ました。

今後も医療費の抑制に取り組んでまいりますので、組合員、被扶養者の皆様には健康維持増進にご留意 くださいますようお願いします。

令和6年度 任意継続掛金について

任意継続組合員に係る掛金の月額は、次のとおり計算し、納入していただきます。 なお、40歳以上65歳未満の場合は、短期任意継続掛金及び介護任意継続掛金が併せて徴収されます。

短期任意継続掛金 = 標準報酬の月額※ × 掛金率(104.0%) 介護任意継続掛金 = 標準報酬の月額※ × 掛金率(17.5%)

※「標準報酬の月額」は、退職時の標準報酬の月額によって下表のとおりとなります。

退職時の標準報酬の月額	任意継続掛金の算定基礎となる標準報酬の月額
360,000円 以上	360,000円
300,000円 ~ 340,000円	300,000円
280,000円 以下	退職時の標準報酬の月額と同じ

また、令和6年4月からの任意継続掛金の最高限度額(月額)は次のとおりとなります。

任意継続掛金 最高限度額 (月額

43.740⊞ <合 計>

<短期分> **37.440**円 (360,000円×104.0/1,000) <介護分> 6,300円 (360,000円×17.5/1,000)

被扶養者の異動手続きをお願いします

春は、卒業・進学・就職・退職の時期です。

被扶養者に次のような異動などがあったときは、手続きが必要になります。

被扶養者認定更新が必要な方、新たに認定依頼をされる方や認定取消が必要となる方は手続きをお願いします。

手続きの詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

取消手続が必要となる方



就職した方



年間収入が認定基準額を超える方 又は超える見込みとなった方

更新手続きが必要となる方



令和5年度中に18歳に 到達された方 組合員被扶養者証 有効期限 令和6年3月31日

「組合員被扶養者証」に記載されて いる有効期限が到来した方

被扶養者認定について

●稼働できる状態にある方は、原則、被扶養者認定の対象となりません。

原則18歳以上60歳未満の稼働できる状態にある方(健康で働ける状態にある方)については、社会通念上、社会人としての責任において自立する又は自立に向けて準備しなければならないと考えられています。

したがって、被扶養者認定基準である年間収入130万円未満(60歳以上の方や障害を事由とする年金受給者にあっては180万円未満)であることだけではなく、「組合員が扶養しなければならない事情」及び「生計を維持している事実」を具体的に調査確認のうえ扶養状態にあると共済組合が認めた場合に限り、被扶養者として認定しています。

●稼働できる状態にない方は、被扶養者認定の対象となります。

- ○病気やケガにより就労できない方等(学生の方が休学された場合は、更新手続きが必要です。)
- ○学校教育法第1条に規定する学校の学生である方等

ただし、定時制・通信制・夜間課程の学生や各種資格取得講座等の受講生については、就業者を対象とした学校等であることから、稼働できる状態にある方として扱います。

なお、稼働できる状態にない方でも、年間収入が130万円以上(60歳以上の方や障害を事由とする年金 受給者にあっては180万円以上)ある場合には被扶養者認定ができません。

被扶養者認定基準における年間収入とは -

被扶養者認定における年間収入とは、所得税法による暦年所得ではなく、被扶養者認定を受けようとする時点から先1年間の恒常的収入 (パート等の給与収入・年金収入・事業収入等) の総額をいいます。(一時的な収入は含みません。)

取消の手続きは速やかに行いましょう!-

- ・被扶養者の取消手続きについては、事実が発生しましたら速やかに手続きしてください。
- ・被扶養者認定の取消手続きが遅れた場合は、取消事実が発生した日まで遡って取消となり、その間に医療機関等で受診した医療費の保険診療分については返還していただくことになります。
- ・被扶養者の更新又は取消手続きの際は、「組合員被扶養者証」を必ず返還してください。

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください

~本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります~



マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が 自己負担も 低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになる ため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てる ことができます。

また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

よく覚えてない 内容もあるから 助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を しなくて済むわ



- ●本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。
- ◆本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年 間(来年12月1日まで) 使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

- ■申請方法は選択可能です
- ①オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

- ■利用登録の方法
- ①医療機関・薬局の受付 (カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの?

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違うと機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの?

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用







任意継続組合員の資格を取得された方へ ~被扶養者資格の取消・更新手続きが必要な場合があります~

在職中にご家族が被扶養者として認定されていた組合員の方が、任意継続組合員の資格を取得されたことにより、主たる生計維持者の変更、生計状況の変更や被扶養者の収入増加等が生じた場合、被扶養者資格の取消・更新手続きが必要となります。詳しくは共済組合までお問い合わせください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は 速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を窓□に提示し、「保険証の変更」を申し出てください。
- ◆新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に組合員証・被扶養者証を使用して、医療機関等を受診した場合は、 当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。

<お問合せ先 健康管理課>







『道のオアシス フォーシーズンテラス』(池田町)

令和5年11月、池田町と岐阜県揖斐川町を結ぶ国道417号 冠山峠道路(通称「クラウンロード」)が開通しました。これまでこの 区間は交通不能区間となっており、代替路の林道冠山線は冬期や 悪天候時には全面通行止めになるなど、1年の半分以上が通行止め となっていましたが、今回の開通により1年を通じて往来が可能に なりました。

4月末には国道417号沿いに展望デッキや飲食・物販ブースを備えた観光案内所「道のオアシス フォーシーズンテラス」がオープンします。池田町の豊かな自然を味わいにぜひお越しください。

医療費の"負担割合"と"自己負担限度額"

◎負担割合

組合員証等を使用して医療機関や薬局で受診・調剤された際、医療費(保険診療分)に対し会計窓口で支払う一部負担金(組合員)・自己負担金(被扶養者)の負担割合は次のとおりです。

	組合員・被扶養者の負担割合 (一部負担金) (自己負担金)	共済組合の負担割合
組合員	医療費の3割	医療費の7割
被扶養者	医療費の3割 (小学校就学前 2割)	医療費の7割 (小学校就学前 8割)
高齢受給者(70~74歳)の 組合員及び被扶養者	医療費の2割 (現役並み所得者※1 3割)	医療費の8割 (現役並み所得者 7割)

※1 「現役並み所得者」とは、標準報酬の月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

◎ 高額療養費制度の自己負担限度額

上記により負担する一部負担金や自己負担金(以下、負担額といいます。)にも、年齢や組合員の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、負担額が自己負担限度額を上回った場合には、**その差額が高額療養費** として共済組合より支給されます。

	70 歳未満の人	自己負担限度額	多数該当※2
ア	標準報酬の月額 830,000 円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円)×1%	140,100円
1	標準報酬の月額 530,000 円以上 790,000 円以下	167,400 円+ (医療費-558,000 円)×1%	93,000円
ウ	標準報酬の月額 280,000 円以上 500,000 円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
I	標準報酬の月額 260,000 円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者 (市町村民税非課税※3)	35,400 円	24,600円

- ※2 「多数該当」の額とは、過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の高額療養費の支給に該当した場合の自己負担限度額です。
- ※3 「区分ア」又は「区分イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても「区分ア」又は「区分イ」の適用となります。

70 歩い トの ↓	自己負担限度額		
70 歳以上の人	外来のみ(個人ごと) 外来 + 入院	(世帯単位※4)	
標準報酬の月額 830,000 円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)× 1 % (多数該当 140,100 円)		
標準報酬の月額 530,000 円以上 790,000 円以下	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1% (多数該当 93,000 円)		
標準報酬の月額 280,000 円以上 500,000 円以下	80,100 円+ (医療費-267,000 円)×1% (多数該当 44,400 円)		
一般所得者	18,000円 (年間上限 144,000円) 57,600円(多数該当 44,400円		
低所得者(市町村民税非課税※5)	8,000円 24,600円 又	には 15,000円	

- ※4 「世帯単位」とは、共済組合にあっては、組合員とその被扶養者で構成される、医療保険上の世帯をいいます。
- ※5 70歳以上の現役並み所得者(標準報酬の月額280,000円以上の組合員及びその被扶養者)の市町村民税が非課税であっても低所得者には該当しません。

さらに

出産された方・育児休業された方

育児中のお父さんも…! 忘れずに**申請してください!!**



~ 共済組合に申し出ることにより標準報酬月額が改定されます ~

育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る3歳に満たない子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて1等級以上の差がある時、申し出により標準報酬の月額を改定することができます。

職場復帰後に「育児短時間勤務」や「育児部分休業」を取得して報酬が低下したときはもちろん、時間外勤務手当や通勤手当の減少などの理由で報酬が低下したときも対象となります。

また、復職に伴う昇給等により報酬が増加した場合も改定の対象となります。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、休業終了日において当該休業に係る子を養育している場合、休業終了日の翌日が属する月以後3か月間の平均報酬額に基づく標準報酬の等級が、現在の等級と比べて**1等級以上の差がある時、**申し出により標準報酬の月額を改定することができます。(ただし、引き続き「育児休業」を取得した場合を除きます。)

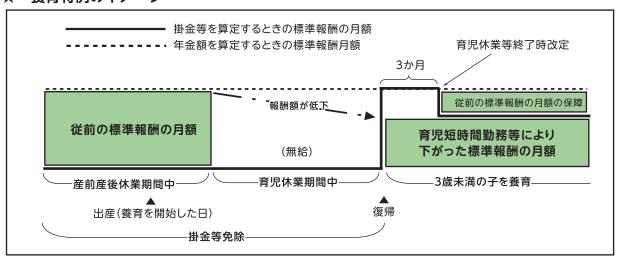
改定の対象は、育児休業等終了時改定と同様です。

3歳に満たない子を養育している期間の特例(養育特例)

3歳に満たない子を養育している組合員(父母どちらも対象)の標準報酬の月額が、上記2つの改定などにより、養育を開始した日前の標準報酬の月額(従前の標準報酬の月額)を下回る場合、共済組合に申し出ることにより、将来、厚生年金保険給付や退職等年金給付の額を計算する際に、従前の標準報酬の月額で計算されます。(「育児短時間勤務」などにより、標準報酬の月額が低額になることで将来の年金給付に影響が出るのを避けるための特例措置ですが、養育している期間中であれば、標準報酬の月額が下がる理由を問わず、特例が適用されます。)

ただし、掛金等については実際の標準報酬の月額に対して徴収されることから、短期給付については、実際の標準報酬の月額を基に算定されます。

★ 養育特例のイメージ



※ 上記いずれも、組合員の方からの申出書の提出が必要になります。
各種手続きにつきましては、各所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課までお問い合わせください。

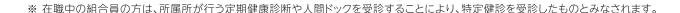
<お問合せ先 健康管理課>

特定健康診査のお知らせ

特定健康診査とは、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診断のことです。

自覚症状が少なく自分では気が付きにくい生活習慣病を、早期に発見することができます。

病気は早期発見・早期治療が大切なので、健診結果を毎年確認しましょう!



40歳以上75歳未満の被扶養者、任意継続組合員の皆様へ特定健康診査のご案内をお届けします

● 特定健康診査受診方法 ●

5月頃、特定健康診査受診券をご自宅宛てに送付します。以下、いずれかの方法で受診してください。

- A 市町の集団健診
- B 病院での受診(要予約)

特定健康診査受診券と被扶養者証(保険証)を持参して受診してください。

● 健診費用 ●

当共済組合が全額負担しますので無料です。 ただし、がん検診は自己負担となります。

※詳細は「令和6年度特定健康診査のご案内」を ご確認ください。

特定健康診査受診券在中

受診券封筒見本です。

(青色 A4サイズ)

福井県市町村職員共済組合

● 特定健康診査受診後 ●

特定健康診査の結果、生活習慣病リスクがあると判断された方には、生活習慣を改善するための特定保健指導のご案内を送付します。保健師や管理栄養士など専門家のサポートを無料で受けられますので、該当した方は必ず指導を受けてください。



◆ 共済組合の助成を受けずに人間ドックを受診した方、お勤め先で健康診断を受けた方 ◆

人間ドックの結果票や、お勤め先での健康診断の結果表の写しをご提供ください。

検査項目を満たす健診結果をご提供いただいた方にはQUOカード500円分を贈呈しています。「令和6年度特定健康診査のご案内」をご確認いただき、同封している返信用封筒をお使いください。

検査項目を満たす健診結果は、共済組合が国に報告する特定健康診査の受診実績としてみなされますので、受診率の向上にご協力をお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>



退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します

令和5年4月から令和6年3月までの 「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせします

この退職等年金給付(年金払い退職給付)制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

この原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に退職等年金給付を受給することになります。

「給付算定基礎額残高通知書」では、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせします。通知書は圧着ハガキ形式で**5月下旬頃(予定)に全国市町村職員共済組合連合会から自宅宛郵送させていただきます。**

その他、給付算定基礎額残高通知書に係る詳細に つきましては、全国市町村職員共済組合連合会の ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会 https://ssl.shichousonren.or.jp/

【 給付算定基礎額残高通知書に表示されている各項目の見方 】

l i		<i>t.</i>	1 && J.	. - - - - - - - - - - 	·I>. —	N# /.	- +1.
	給付算定基礎額残高通知書						
					(5	年4	月~6年3月)
	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	様	(8	6250	0000	00000) 単位:円
	(入金)期月	標準報酬	洲月額	付与額	利	息	給付算定基礎額残高
	前年度末	1		2	3		4 150;899
	4 月	41	000	6 150		2	157 051
	5 月	41	000	6 150		2	163 203
	6 月		7:000	18¦705		3	:181:911
	7 月		0:000	6:150		3	188,064
Į	8 月		000	6 150		3	194 217
	9 月		000	6 150		3	200 370
	10 月		0:000	6:150		12	206 532
	11 月		0:000	6¦150		12	212;694
	12 月		7 000	18,705		13	231,412
	1 月		000	6 150		13	237 575
	2 月		000	6 150		14	243 739
	3 月		0:000	6¦150		14	249 903
	※ 「標	厚準報酬月初期)額を含みます。
		t			·期退職年	金算定基	■ 機額 終身退職年金算定基礎額
9	前回	通知		50 899	- i -	÷	+ ; ;
	付 与 額	累計額	+	98 910	+	+	+ ; ;
5 6 7 8	今 回	通知	12	49:903			+ ; ;
	給付算定基礎			49 903	\div	\div	+ ; ;
9	年 金 払			給付加	入	期	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			令和 5	5年 4月~	令和	6年 3	
10	付 与	率					%
	# # 11 +	(for ota)	令和 5	5年 4月~	令和	5年 9	月 0.020 %
1	基準利率	(年率)	令和 5	5年10月~	令和	6年 3	3月 0.070 %
,							
•					作	成日	令和 6年 4 月XX日

①標準報酬月額

付与額の基礎となる標準報酬の額です。期末 手当等を受けている月は、期末手当等の額 が合算されています。

②付与額

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

3 利息

前月までの給付算定基礎額残高と当月の 付与額に基準利率 (1か月単位に換算 した率)を乗じた額です。

4)給付算定基礎額残高

付与額及び利息の合計額です。

⑤前回通知

令和5年3月までの給付算定基礎額等の合計です。

6付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦利息額

各月の利息を累計した額です。

8 今回通知

令和6年3月末における付与額と利息を累計 した額です。

9年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以後の組合員期間の年月数です。

⑩付与率(掛金率・負担金率の合計)

付与額を算定するために標準報酬月額に 乗じる率です。

①基準利率

利息を求めるための率です。

* 上記通知書にお示しした数値及びレイアウトは、あくまでも説明のための例であり、実際と異なる場合がございます。

令和6年度の年金額改定について

~ 年金額は昨年度からプラス改定 ~

総務省から「令和5年平均の全国消費者物価指数」が公表されました。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、年金額は名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定します。

さらに、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われることから、<u>令和6年度の年</u>金額の改定は2.7%の引き上げとなります。

〈令和6年度の参考指標〉

名目手取り賃金変動率(A)	3.1 %
物価変動率(B)	3.2 %
令和6年度マクロ経済スライドによる調整率(C)	▲ 0.4 %



〈令和6年度の年金額改定率〉

A+C=2.7%	2.7% 引き上げ
	<u> </u>

<お問合せ先 年金課>

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみてはいかがでしょうか。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。



電話でのご相談は・・・

フリー 0120-863-291

メールでのご相談は・・・

QRコードからアクセスしてください →



- ※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に[863291]です。
- ※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

- ※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- ※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

厚生労働省ホームページ中 (https://www.mhlw.go.jp/)

「みんなのメンタルヘルス」からも相談先など「メンタルヘルス」に関する情報を得ることができます。

厚生労働省 みんなの

検索

「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」でも相談できます。https://kokoro.mhlw.go.jp/

<お問合せ先 健康管理課>

令和6年度 保健事業内容のお知らせ

組合員の皆様の健康の保持増進のため、各種検診、元気回復のための助成事業により、健康な生活を送っていただくことを目的に保健事業を行っています。

特別	定健康診査		40歳以上74歳以下の被扶養者および任意継続組合員を対象に、特定健康診査の費用を負担します。
特只	特定保健指導		組合員が受診する定期健康診断・人間ドックおよび上記健康診査において、その検査結果により、当組合が厚生労働省の基準に基づき選出した者を対象に、保健指導を行いその費用を負担します。
	人間ドック利用助成		35歳以上の組合員で所属所を通して申し込みを行い、指定検査機関及び日程で人間ドック及び脳ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します。指定年齢者を優先します。(指定年齢者は、年度中に37、40、45、50、55、60歳に達する組合員(短期組合員を除く)をいう。) ※短期組合員は1日ドックのみ助成。また、個々に雇用条件が異なるため希望制(抽選)とし「指定年齢者以外」の助成額で助成します。 短期組合員の人間ドックの希望申込みは、4月1日から年度末まで雇用が見込まれる方に限ります。 [1日ドック]35歳以上の組合員・被扶養配偶者 [2日ドック]45歳以上の組合員 [脳ドック]45歳以上の組合員
	がん検診助成・	婦人科検診助成	所属所が、がん検診・婦人科検診を行った場合、その費用を助成します。
保健	定期健診付加]検査助成	所属所が行う法定健康診断に併せ、指定項目を附加した場合にその費用を助成します。
保健関係	 歯科健診助成	Ì	共済組合指定年齢者が福井県歯科医師会の協力歯科医院で歯科健診を受診した場合、その費用を助成します。(指定年齢者は年度中に27,33,36,45,55歳に達する組合員)
	重症化予防受	診勧奨	健診の結果、基準値以上で高リスクの組合員・被扶養者を対象に受診勧奨を行います。
	禁煙対策事業		禁煙に向けた情報提供を行います。
	こころの健康カウンセリング		電話または面談によるカウンセリングを行います。継続カウンセリングは年間5回まで無料です。
	リフレッシュ施設利用助成		契約施設(ゴルフ練習場・ボーリング場・バッティングセンター・スポーツ施設・アイススケート場・スキーリフト等)を利用した場合、組合員1人当たり2,000円限度で助成します。
	家庭用常備薬等斡旋		家庭用常備薬等の斡旋を行います。
保養関係	保養所利用助成	直営保養所	直営保養所「越路」を利用した場合、大人4,000円(嶺南所属所 5,000円)を助成します。ただし、繁忙期・年末年始の宿泊については、大人3,500円(嶺南所属所 4,500円)の助成とします。幼児は大人の2,000円引き 小学生以上は大人料金繁忙期についてはHPまたは折込の「越路利用期別カレンダー」をご確認ください。
関係		協定保養所	協定保養所を利用した場合、1,500円を助成します。
	長期勤続者宿	泊優待	組合員期間25年以上の方が退職・または在職死亡した場合、直営保養所「越路」に宿泊優待いたします。 (組合員+1名様または遺族+1名様)
	医療費通知		自己医療費および診療事実チェックのため、医療費通知を送付します。
医療費	ジェネリック医	薬品差額通知	慢性疾患者を対象にジェネリック医薬品の差額通知を送付します。
医療費増高対策関係	健康スコアリン	グレポート関連	健康スコアリングレポートを用い、所属所への情報提供等、健康課題の共有を行います。
策関係	健診結果·医療	費データ分析	健診結果や医療費データ分析を行い、健康課題の発見と対策を行います。
1/10	レセプト内容審査・点検		レセプトについて、専門機関において内容を審査します。また、外傷の原因が、公務災害および第三者行 為ではないか調査を行います。
	保健衛生講座	助成	所属所が保健衛生講座を開催した場合に、講師料を年度間30,000円を限度に助成します。
講座関係	健康管理担当	i者研修会	健康管理担当者を対象とした研修を行います。
関 係	健康づくりセ	ミナー	組合員の健康づくりのためのセミナーを行います。
	ライフプラン	セミナー	組合員を対象にセミナーを開催します。



共済組合が契約しているスポーツ施設等を利用して気軽に運動をはじめませんか? 健康づくり支援の一環として、組合員及びご家族が当組合の契約している施設を利用する場合、その利用料金の一部を助成する「令和6年度リフレッシュ施設利用助成券」を4月下旬に配布しますので、どうぞご利用ください。(任意継続組合員は対象外です。)

スポーツ施設

施設名	所在地
	別红地
ふくい健康の森 けんこうスポーツセンター	福井市
福井市東山健康運動公園	福井市
足羽ふれあいセンター	福井市
あっ宝んど	大野市
勝山市体育館ジオアリーナ NEW	勝山市
フィットネス神明	鯖江市
余熱館ささおか	あわら市
まるおかアクアフィットネスクラブ	坂井市
いきいきプラザ霞の郷 かすみのフィットネス	坂井市
武生中央公園温水プール	越前市
池田町立クライミングウォール	池田町
ウォーターランド南条	南越前町
若狭総合公園温水プール	小浜市
フィットネスパレア若狭	若狭町
フィットネスセンターアクアマリン	おおい町

[・]口座振替となる年会費・月会費等には使用できません。 ・お風呂等が併設されている場合、お風呂等のみでの使用はできません。

ボウリング場

施設名	所在地
スポーツプラザ WAVE40	福井市
フクイレジャーランド ワイプラザ店	福井市

[・]各施設における卓球・ビリヤードなどの利用料金も助成対象とします。(ただし、ボウリング場等での貸靴代は原則として助成対象外です。)

ゴルフ練習場

施設名	所在地
印田ゴルフセンター	福井市
藤島ゴルフセンター	福井市
福井グリーン倶楽部	福井市
北陸ゴルフ倶楽部	福井市
アコーディア・ガーデンフクイ	坂井市
武生ゴルフガーデン	越前市
リオ西山	鯖江市
敦賀ゴルフガーデン	敦賀市
小浜ゴルフクラブ	小浜市
ウッドヒルゴルフクラブ	高浜町

バッティングセンター

施設名	所在地
ビッグ・ワン	福井市
福井スタジアム	福井市
北陸バッティング	福井市
北陸バッティングセンター武生	越前市
小浜バッティングセンター	小浜市

- ※ご利用の際は、必ず令和6年度の助成券を使用してください。
- ※アイススケート場「ニューサンピア敦賀」は5月6日まで営業していますので、ご利用可能です。
- ※冬季のアイススケート場及びスキー場は「共済だより10月号」で ご案内します。

助成券の取扱いについては 各施設にお問い合わせください。

【リフレッシュ施設利用助成券をご利用の際のお願い】

リフレッシュ施設利用助成券の「組合員証記号番号」欄は、医療機関の窓口で提示する組合員証または被扶養者証の「記号(3桁)」と「番号(4桁)」を記入してください。

組合員証記号番号は職員番号ではありませんので、お間違いのないようにお願いします。



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!



毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、春先から夏に向けて夏の虫除け対策商品や熱中症対策関連商品などを取り入れた医薬品等100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法

① FAXまたは 郵送

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

※申込先は販売会社へ直接申込みです。FAX送信先にご注意ください。

Webでのお申し込みがきるようになりました

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に掲載のQRコードを読み取り、Webサイトからお申込みください。

申込みの際の注意

- ① 「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ② FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

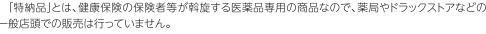
代金の支払方法

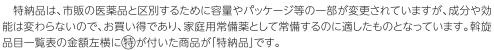
商品到着後、同封の振込用紙により、コンビニエンスストアからお振込みください。

申 込 締 切 日

2024年5月23日(木)

お得で便利 特納品 得









ジェネリック医薬品の活用は 医療保険制度を未来につなげます



少子高齢化が急速に進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。

ジェネリック医薬品を利用することで、日本の優れた医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

新薬は開発に長い時間と多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使用するため、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

特に高血圧症などの治療が長期にわたる慢性疾患の方におすすめです。

★ ジェネリック医薬品に変更したいときは?

医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることを伝え、切り替えの際には、よく相談して、 ジェネリック医薬品を活用してください。

組合員貯金をご利用いただき ありがとうございます!

令和6年度 年利 0.8% (半年復利)

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。 令和6年度の組合員貯金利率は、現在の資産状況等を勘案した結果、年利0.8%を据え置きました。 本年度においても、安定的かつ効率的な運用に努めていきます。ぜひ組合員貯金をご利用ください。

🞝 払戻スケジュールにご注意ください 🕏



5月3日(金)は祝日のため払戻ができませんので、ご注意ください。 払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。



GW前後払戻スケジュール

	月	火	水	木	金	土
4/21	22 24日分締切	23	26日分締切	25 30日分締切	26 5/1分締切	27
28	29 昭和の日	30	6 /) 5/7分締切	2 8日分締切	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7	8 10日分締切	9	14日分締切	11

■ …払戻請求書の必着日

○ …払戻指定日(祝日を除く「火・水・金」曜日)

☆組合員貯金残高通知書を送付します。

・送付方法:4月中旬頃に所属所を通じて組合員の皆様へお届けします。

(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)

・記載内容:3月末の決算利息を元金に繰り入れた後の組合員貯金残高を記載しております。

・確認事項:令和5年度下半期(10月~3月)の入出金状況及び、ご登録いただいております「振込先」を

ご確認ください。

🗱 郵便物の配達日数に引き続きご注意ください 🕵

郵便物の配達は、投函から3日程度要します。

払戻希望日の2営業日前に共済組合へ到着するよう、余裕をもってご提出ください。 なお、所属所共済組合事務担当課への提出期限についても、併せてご注意ください。

臨時に資金が必要になった…

そんな時は共済組合の貸付事業をご活用ください!!

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする場合に、資金を貸付け、分割(給与天引き)により ご返済いただく貸付事業を行っています。

ご自宅の新築・リフォーム費用、自動車の購入費用、結婚式の費用、お子様の入学・修学の費用等様々な用途にご利用いただけますので、ぜひ共済組合の貸付事業をご検討ください。

貸 付 種 類:住宅貸付

最高限度額:組合員期間に応じて1,800万円

償 還 例:700万円貸付の場合

給与償還額 29,369 円 賞与償還額 58,738 円

信還回数 198回

(約14年)



新築・リフォームをしたい!

貸 付 種 類:結婚貸付

最高限度額:200万円

償 還 例:200万円貸付の場合

給与償還額 17,747円

償還回数 120回



子の結婚費用が必要!

利率は全て 1.26%!



お申込みは、所属所の共済組合事務担当課へ



新しい車が欲しい!

貸 付 種 類:普通貸付 最高限度額:200万円

償 還 例:180万円貸付の場合

給与償還額 15,973円 償還回数 120回(10年)

子の修学費用が必要!

貸 付 種 類:修学貸付

最高限度額:180万円(1学年毎) 償還 例:100万円貸付の場合

給与償還額 7,209円

償還回数 150回(約12年)

貸付事業のここがポイント! 💑



- 余裕資金ができた場合、いつでも**繰上返済が可能**です。**手数料はかかりません。** (一部返済か全額返済かをお選びいただけます。)
- お申し込みの際、保証料等は不要です。保証人も不要です。
- ・住宅貸付の**抵当権の設定は不要**です。
- ・修学貸付や結婚貸付等は、申込書類が共済組合に到着してから**最短1週間程度で貸付可能**です。 (普通貸付・住宅貸付は毎月15日共済組合必着、毎月末営業日に貸付します。)
- ※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。
- ※ 令和5年10月からの、退職等年金給付の基準利率改定に伴う貸付利率の変更はありません。
- ※ 貸付申込方法等の詳細については、ホームページでご確認いただけます。
- ※ 会計年度職員等任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご相談ください。
- ※ 貸付お申込み後、書類に不備があると再提出等に時間がかかるため、なるべくお早めにお申込みください。

<お問合せ先 総務企画課>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害 保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。ま た、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、新規資格取得者等への生活サポートプラン等の保険中途加入募 集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと 同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付 け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

- ア. 生活サポートプラン
- イ. 医療保障保険(医療特約)
- 才, 三大疾病支援制度
- カ. つなぎ積立年金
- ケ. ゴルファー保険
- 口. 団体地方公務員賠償責任保険 セ. 退職後三大疾病支援制度
- ス. 退職後医療保障保険

- ウ. Wide医療
- 工. 職場復帰支援制度 ク. 所得補償保険
- キ. 傷害総合保険 サ. 一時払退職後終身保険
- シ. リレー定期
- ソ. 一時払退職後傷害保険
- タ. 退職後終身医療保険

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

組合員証記号番号、氏名、性別、生年月日、所属部課署、職員番号、資格取得·資格喪失·退職予定情報、転入·転出情報、 健診結果データ(健康サポート・キャッシュバック特約の同意を得た方)、配当金等の送金先口座情報

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的

団体保険契約の 事務手続き

共済組合から保険会社等に提供される個人データ

保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される 氏名、続柄等)

情報提供の手段

加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本 等、共済組合へ提出された書類を送付 により提供

個人情報提供の 停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、 お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてにご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する 規定に従い対応させていただきます。

なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び 有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

協定保養所の休館

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設は、改修等工事のため、「休館」いたします のでお知らせします。※休館中も営業再開後のご予約は受付けています。

施設名	休館期間
湯河原温泉ちとせ(神奈川県)	令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

令和6年度 集積サポートプラン 所得補償保険等 4月1日スタート

制度内容

制度名称

給 付 内 容

退職後継続

生活サポートプラン



死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、 長期間の年金形式、または一時金でお支払いします。

69歳まで継続可能

※年齢は保険年齢です。・継続可能保険年齢 69歳・満了時保険年齢 70歳

医療保障保険



病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日目から、ご加入の口数の入院給付金をお支払いします。

W i d e 医療



疾病・傷害による手術、三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞、脳卒中)・所定の生活習慣病(糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病)による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。

職場復帰支援制度



就業不能状態が20日間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。

退職後継続なし

三大疾病支援制度



所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。 7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。

69歳まで継続可能

※年齢は保険年齢です。 ・継続可能保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳

傷害総合保険



急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・ 通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任保険金、介護保険金や携行 品損害保険金等の給付もあります。 一時払退職後傷害保険 (保険期間10年間)

※一時払退職後傷害保険と 傷害総合保険とは、給付 内容が異なります。

所得補償保険



病気・ケガで入院し就業不能となった場合は初日から、自宅療養による就業不能の場合は5日目から、最長1年間の月々の所得を補償します。

退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

保険金給付事由

制度名										
給付事由		生活 サポート プラン	医療保障保険	Wide 医療	職場復帰 支援制度	三大疾病 支援制度	7大疾病保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	傷害総合 保険	所得補償 保険
	死亡	0	0			0				
	高度障害	0				0				
	特定疾病時					○*³	0	O** ⁷		
病気の	4疾病						O ^{*5}			
場合	上皮内新生物							O _{**6}		
	入院		0	O**1	0					0
	手術			0						
	自宅療養				0					0
	死亡	0	0			0			0	
	高度障害	0				0				
/ 150	後遺障害								0	
ケガの 場合	入院		0		0				0	0
. 20 🖂	通院								0	
	手術			0					0	
	自宅療養				0					0
	その他			O**2					○*4	

◎詳細はパンフレットをご参照ください。

- ※1: 三大疾病(がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中)、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病、女性疾病の場合にお支払いします。
- ※2: 所定の要介護状態になった場合に介護保険金をお支払いします。
- ※3: 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたときにお支払いします。
 - 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。
- ※4: 賠償責任保険金・介護保険金・携行品損害保険金のお支払いがあります。
- ※5: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態になられたときに主契約保険金の5割の7大疾病保険金をお支払いします。「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- ※6: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたときに主契約保険金の1割のがん・上皮内新生物保険金をお支払いします。
- ※7: 特約を付加している場合、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときに主契約保険金の割をお支払いします。

(上皮内新生物、脳卒中、急性心筋梗塞は支払対象外)

請求の手順

①請求事由の発生



②事故報告書の提出

事故報告書を有限会社エル・サポート・福井までFAXしてください。

※事故報告書は、更新PR時に配布したポイントブックP27をコピー、共済組合ホームページ様式集より印刷、もしくは、各所属所の共済組合事務担当課までお申し出ください。



③請求書類の記入・必要書類の準備

「請求書類」が届きますので、請求内容の詳細を記入してください。また、その他の必要書類をご準備ください。



4請求書類・必要書類の提出

必要書類に漏れがないことを確認のうえ、各所属所の共済組合事務担当課または、有限会社エル・サポート・福井へご提出ください。



(5)請求内容の査定、保険金・給付金のお支払い

引受会社により請求内容の査定があります。支払事由に該当された場合お支払いとなります。

福井県市町村職員共済組合保険事務取扱店有限会社エル・サポート・福井

〒910-0843 福井市西開発4丁目202番1福井県自治会館5F TEL(0776)52-0133 FAX(0776)52-0134

> MY-A-24-他-001705 MYG-A-23-LF-791

公式サイトからのインターネット限定プラン



ご宿泊対象期間 令和6年4月1日(月)~令和6年6月30日(日)

春の旅行計画に、東京へお越しの際は、当館を是非ご利用くださいませ!





特典①朝食チケット特典②ミネラルウォーター

ご宿泊料金は日にちによって変動致します。

●ご予約方法●

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページを ご覧ください。

https://www.tokyogp.com/

- ●トップページの「組合員様のプラン一覧はこちらから」をクリックしてください。
- ●プラン一覧より【組合員限定】春得宿泊プランを ご選択いただき、お申し込み手続をしてください。 (初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

医かにも各旅行会社のきっぷと宿泊がバック据 まったお得たブランがでざいます。

飛行機と宿泊がパックになったJALまたはANAのダイナミックパッケージも当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。

また、一部の旅行代理店(JTBやKNTなど)でも当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。 お近くの旅行会社に直接お問合せください。



TEL.03-5210-4600 FAX.03-5210-4644 https://www.tokyogp.com/

「直営保養所 秋 路 利用助成券」は、4月下旬に配布する「リフレッシュ施設助成券」と合わせてお手元にお届けします。

☆国や県が行う助成事業等と併用してご利用される場合は、この助成券の助成金額は半額の扱いとなります ので予めご了承くださいますようお願いいたします。



『福井の四季の美味を贅沢に味わう』

和食の基本を大切に素材重視の料理を提供します。

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み)

大 人	閑散期	通常期	繁忙期
風コース	11,200円	11,900円	13,000円
月コース	12,400円	13,100円	14,200円
花コース	13,600円	14,300円	15,400円

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	9,400円	9,900円	10,700円
幼児料理	7,900円	8,400円	9,200円
幼 児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	5,600円	6,100円	6,800円
小学生料理	7,800円	8,300円	9,000円

- ●利用助成券により、1泊2食のご利用で 大人・小学生4,000円(繋忙期3,500円) 幼児(3歳以下)2,000円(繋忙期1,500円) が助成されます。
- ●ご予約の受付は、ご利用日の3カ月前の月の 初日の午前8時からとなっております。 (例:7月15日ご宿泊のご予約は、4月1日から受け付け開始。) 土曜日は毎週混み合いますので、早めのご予約を お願いいたします。

客室リニューアル!!



客室

和洋室8人部屋 玉響

ベッドルーム





3階西側の客室をリニューアル!

新しいお部屋での楽しいひと時をお過ごしください。

4人部屋

- ·一会(和洋室) ·浪華(和洋室)
- •葉風(和室)

- 日新(和洋室)
- ・穂波(和室)
- •碧水(和洋室)

8人部屋

- ·玉響(和洋室) ·彩雲(和洋室)

※使用料として、大人1人1000円、小学生1人700円、幼児1人500円いただきます。

皆様のお越しを お待ちしております



全客室禁煙に伴い3階にも新たに 喫煙ブースを新設しました。

喫煙は、1階と3階の喫煙ブースにてお願いいたします。

ご予約 お問い合わせ TEL:0776-77-3151 FAX:0776-77-3868

HP ▶ http://www.koshiji.biz/

福井県市町村職員共済組合保養所



編集/発行 福井県市町村職員共済組合

〒910-8554 福井市西開発4丁目202-1(福井県自治会館内) TEL:(0776)52-7300 FAX:(0776)52-7305 URL:https://www.fukui-kyosai.jp/